

意見と市の考え方

No.	対象計画	該当の章	該当ページ	意見（理由、修正等）	回答
1	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	目次	4	「資料編 8用語解説」について、用語によっては記載のあるページ内に記載した方が、読み手にとって理解が早い場合があります。必要に応じ、検討をお願いします。	用語と同じページに解説を記載すると、視覚障害者等のための音声読み上げ機能を利用した際に文章のつながりが途切れるため、用語解説は資料編にまとめて記載いたします。
2	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第1章、第2章	5～24	第1章、第2章の“（）”で表記した項目（第1章1（1）等）と、第3章（32ページ以降の”（）”で表記した項目とで、基本となる文字の大きさが異なっているか、もしくは全角と半角の違いがあるように見えます。34ページ第3章2（4）のように、一行に収めることを意図して文字の大きさを変えている場合はやむを得ないと思いますが、それ以外の場合は、文字の大きさをいずれかに揃えた方がよいと思います。（見やすさを意識するのであれば第3章以降と同じ大きさに揃えるのがよいと思います）	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
3	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第1章	7 6行目	「改正社会福祉法」を受ける述語が7行目の「創設した」になっており、事実関係が正しくない記載になっていますので、適切な表現に修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
4	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第1章	10 26～29行目	26行目「など、関連する」、27行目「策定している、」及び29行目「関連条例についても、」の各読点は削除が適当だと思います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
5	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第1章	12	項の表記について、他のページに倣うと、「3 計画期間」の次に設ける項目は、丸数字ではなくカッコ書きの数字になると思いますので、そのように修正願います。（3 計画期間（1）鎌倉市障害者基本計画）	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
6	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第2章	13～14 表2-1-1	表がページをまたいでいると見づらいため、13ページ内に収めるか、14ページに移すのがよいと思います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
7	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第2章	14 表2-1-1	「単位：人」の表記が本表では表の右下に書かれていますが、以降の表では表の右上に書かれています。以降の表に揃え、表の右上に表記するのがよいと思います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
8	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第2章	20 表2-4-1	表2-2-1や表2-3-1のように、等級の重度、軽度についての表記があるとよいと思います。（表2-2-1の表記に揃えるのがよいと考えます）	いただいたご意見を踏まえて、1級が重度で3級が軽度であることがわかるよう、追記します。
9	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第2章	23 4、9、17行目	4行目「療育相談担当を設置し」と9行目「こどもみらい部に発達支援室を設置し」の表記と、17行目「発達支援室の前身である、社会福祉課療育相談担当において」の表記とで、部署の関係性が異なっているように読み取れます。同じ二つの担当、課について表記している箇所ですので、統一的な表記に修正願います。（9行目の記載において、発達支援室が療育相談担当から変わったことを記すか、17行目の「発達支援室の前身である、社会福祉課」を削除するのが簡易のように思います）	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
10	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第2章	31 表2-7-3	前年度比が記載されている各表のうち、本表だけ「上記年度期間の増減率」が記載されていません。前年度比の記載のある他表と記載をそろえるのがよいと思います。	いただいたご意見を踏まえて、上記年度期間の増減率を追記いたします。
11	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第3章	34 2行目	「また、」以下で改行するのがよいかと思えます。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
12	第4期鎌倉市障害者基本計画（素案）	第4章	38	「今後の考え方」の各表記と、その下に続く「【事業】」内の各事業とで、順番がバラバラですが、揃えた方が見やすいように思います。「【事業】」の事業名に番号を振るのであれば、「今後の考え方」の各表記の順は、その番号の事業順に記載してはどうでしょうか。※同ページ以降の、すべての「今後の考え方」内の各項目と【事業】内各事業の表記の順番について、同じ意見です。	いただいたご意見を踏まえて、「今後の考え方」と「事業」の関連がわかりやすくなるよう、記載順を整理します。

13	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	38 11行目	「講演会などに赴くことができない人を考慮した広報活動等」について、それに続く「【事業】」内に具体的な記載がなく、どのように実施するのかわかりません。具体的な事業内容等について、「【事業】」内に記載願います。	ご指摘の内容は、各種講演会についての横断的な考え方であるため、個別事業としてではなく、今後の考え方として整理しています。ご指摘を踏まえ、具体的な実施方法がわかるように記載内容を改めます。
14	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	38 【事業】表	表がページをまたいでいると見づらいため（特に偶数ページから奇数ページにまたがる場合）、同じページ内に収まるよう、構成の変更を検討願います。また、一つの事業が、行の途中で別ページにまたがる（分かれる）構成も読みづらい（見づらい）ため、改ページ位置について修正願います。※同ページ以降の、ページをまたいで表記してある全ての【事業】表について、同じ意見です。（P42、P47、P49、P52、P58）※なお、事業数が多く、ページ冒頭から掲載するように構成を変更してもなお1ページに収まらず次ページにまたがる場合は、そのような構成で良いものと考えます。ただし、P65 やP71など、3ページにまたがり、かつ3ページ目にわずかな行数が残る場合は、【事業】表の開始位置を次ページ先頭にずらし、できる限りまたがるページ数が少なくなるようにするといった配慮を希望します。	見やすくなるよう記載内容を改めます。
15	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	39 【事業】5	「担当課等」に社会福祉協議会が記載されています。極めて公的な要素の強い組織ではありますが、別法人で、運営も市の組織とは異なる以上、本欄に記載するのは適当ではないと考えますので、削除を検討願います。	【事業】欄には、市のみで行う事業のほか、関係機関が行い、市が支援している事業も記載しています。「担当課等」には、市が責任を持って働きかけ、取り組むものとして、事業の主管となる市の担当課等を記載いたします。
16	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	39 【事業】8	毎年、同週間に合わせて、大船駅東口ペDESTリアンデッキ上で、ふれあいショップを開催しています。定例の市役所ロビー内で開催するのと異なり、普段の客層とは異なる方に同事業や障害福祉事業所をアピールする貴重な機会になっていると認識しています。 ふれあいショップ開催について記載が漏れている場合には記載をお願いします。また、何らかの意図があって本計画から削除している場合には、再考を願います。	いただいたご意見を踏まえて、第4章1（1）事業「障害者週間に合わせた啓発事業」の事業内容に「ふれあいショップの開催」を追記いたします。
17	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	39 【事業】8	以前、啓発事業として「ふれあいフェスティバル」がありましたが、新型コロナウイルス感染症蔓延以降、中止となっています。現在、感染症法の適用変更によりこれらイベント活動実施に支障はないと理解していますが、同フェスティバルについては、本計画内に記載が見受けられないように思われます。記載がないということは、今後、同フェスティバルは実施しないというようにも読み取れますが、当事者も主体的に参加する啓発事業として、同フェスティバルの意味は大きいと考えます。 単に記載漏れの場合は記載をお願いします。また、何らかの意図があって本計画から削除している場合には、再考を願います。	「ふれあいフェスティバル」について、従来の形での継続が難しい状況にあるため、基本計画への記載は見送りましたが、当該事業のあり方については検討してまいります。
18	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	39 【事業】9 3行目	「知らせることで、」の読点は不要と考えますので、削除願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
19	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	40 今後の考え方14 行目	「教育現場においても、」の読点は不要と考えますので、削除願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
20	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	40 今後の考え方18 行目	「キャッチします」は、特に同語を使用する必要がある場合を除き、いわゆる横文字ではなく、「把握します」「認識します」等の表現の方が良いように思われます。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。

21	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	41 今後の考え方1～ 2行目	鎌倉市障害者支援協議会において委員から意見が出たことがありますが、できる限り横文字の使用は避けてはどうかと考えます(ただし、置き換えた際に現代では極端に理解が難しくなる場合や固有名詞である場合等は除くのが良いと考えます)。よって、例えば「スムーズに」は「円滑に」へ、「対応プロセス」は「対応過程」等へ変えてはどうでしょうか。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
22	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	41 【事業】2	「事業内容」の「児童、高齢者、障害者」と、「担当課等」の課名の順番とを、何らかの基準に沿って揃えた方が理解しやすいと思いますので、修正を検討願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
23	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	41 【事業】7	「担当課等」のうち、基幹相談支援センターについては本市ではあくまでも事業の外部委託先に過ぎず、いわゆる「所管課」を明確にする意味で掲載する「担当課等」の項目に記載するのは適当でないと考えますので、削除願います。	【事業】欄には、市のみで行う事業のほか、関係機関が行い、市が支援している事業も記載しています。「担当課等」には、市が責任を持って働きかけ、取り組むものとして、事業の主管となる市の担当課等を記載いたします。
24	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	45 今後の考え方3行 目	「障害があることにより、」の読点は不要と考えますので、削除願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
25	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	45 今後の考え方3～ 4行目	「障害があることにより、情報の利用で格差が生じないよう、」と、これに続く「誰もが等しく情報に接し、利用することができるよう、」は、同じ内容の表現が連続しているため、いずれかは不要と考えます。なお、前項の表記との整合性を考えると、後者を削除する方が適当のように思われます。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
26	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	46 【事業】5	3行目の「市社協」は、略称ではなく、P39【事業】5の4行目「市社会福祉協議会」の表記と同様に修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
27	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	48 【事業】3	手話通訳者の講習会については、今年度から上級を廃止し、中級を「応用手話講習会」としていたと認識しています。新計画においても4段階(講習会種類数としては、従来同様、入門・基礎を一つにして3コースかもしれませんが、「はじめての手話講座」コースは除く)とするのであれば現表記のままで良いと考えますが、上級を廃止し、中級の名称を変更する予定であれば、そのように修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
28	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	49 【事業】2	「避難行動要支援者名簿」については、その意義や目的はおろか、存在自体が福祉関係者の間でもほとんど認識されていません。このため、現状、現場で活用することも難しい代物ですが、市町村には法令により作成義務があり免れることができない以上、「避難行動要支援者名簿」の前に、「災害対策基本法の定めにより市町村で作成が義務付けられている」を挿入することで、最低限度の存在意義が示せると考えます。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
29	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	50 【事業】3	「担当課等」が総合防災課となっていることから、本計画上は同課が作成主体(主語)と推測されますが、現実的には同課が個々の障害児者について個別避難計画を策定することはない(不可能)と考えます。今後、本計画に則って個別避難計画の策定事業を実施する際には、障害福祉課を通じて市内指定特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所と連携することが不可欠と考えられるため、【事業】2と同様に担当課として障害福祉課等も併せて必要と考えます。その点の整理はどのようになっているのでしょうか。また、必要があると判断した場合は、障害福祉課その他関係課の記載をお願いします。	障害福祉課も事業に携わりますが、本計画には主管課である総合防災課及び福祉総務課を記載することとします。

30	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	50	【事業】4	「避難マップ」は、作成後、一度の更新を経てからしばらくの年月が経過しており、記載内容にも実際との齟齬が生じています。また、当時の作成主体である「地域災害弱者防災支援会議」は既に存在しておらず、今後の更新は期待できません。このため、現状がそのような「避難マップ」を「配布」するという事業計画は適切でないと考えます。もし同マップを活用する事業計画とするのであれば、「配布」の前にまず市の事業として「更新」することを記載すべきと考えます。いずれにしても現在の表記は適切ではないと考えますので、適当な表記に修正願います。	本市における「災害の備え」としては、「鎌倉市防災情報ハンドブック」を作成しており、「避難マップ」については、今後更新する予定がないことから、個別事業から削除いたします。 なお、「避難マップ」に記載してある「避難所における障害別ニーズと配慮」については、今後も必要な情報であると認識しているため、その情報提供及び周知の方法について検討してまいります。
31	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	50	【事業】5	「緊急時あんしんカード」については、そもそも現在は希望者のみに配布し、積極的な案内も行っていなかったと認識しています。この認識が正しい場合、今後は一律に、ないし積極的に配布していく方向に転換するというところで良いでしょうか。そうすると、前計画期間と新計画期間とで事業実施に一貫性が無いと考えられます。また、前計画期間にカードの配布を受けていない障害児者への対応をどのようにするか、現在はカード型の「手帳」で手帳カバーの配布も障害種別によっては行われていないように聞いているため「手帳に入れる」こと自体が難しいのではないかなど、課題も多くあるように推察します。現在の「事業内容」の記載が適切か、再検討を意見します。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
32	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	51	【事業】2	鎌倉市市民のくらしをまもる条例に「消費者安全確保地域協議会」が規定されており、同協議会には、「福祉関係団体」として障害福祉課が所管の基幹相談支援センターが含まれていたと認識しています。 広義では同協議会には本事業名にある「鎌倉市くらし見守りネットワーク」に含まれていると考えることもできますが、条例上は別の章に規定されており、その目的や意図、役割は違うものと考えられます。 このことから、同協議会に係らないし同協議会を活用する事業について、本事業とは別に記載する必要があると考えます。	鎌倉市市民のくらしをまもる条例では、「消費者安全確保地域協議会」と「鎌倉市くらし見守りネットワーク」は異なる章に規定していますが、消費者安全確保地域協議会は、鎌倉市くらし見守りネットワークを構成する組織の一つであることから、第4章4(2)事業「鎌倉市くらし見守りネットワークの運用」の事業内容に「消費者安全確保地域協議会」に関する内容を追記いたします。
33	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	53	【事業】7	「担当課等」のうち、鎌倉市歯科医師会が本事業の外部委託先に過ぎない場合、いわゆる「所管課」を明確にする意味で掲載する「担当課等」の項目に同会を記載するのは適当でないと考えますので、削除願います。(県鎌倉保健福祉事務所の役割については承知していないため意見を差し控えますが、同会と同様の立場の場合は、同理由により削除が適切と考えます)	【事業】欄には、市のみで行う事業のほか、関係機関が行い、市が支援している事業も記載しています。「担当課等」には、市が責任を持って働きかけ、取り組むものとして、事業の主管となる市の担当課等を記載いたします。
34	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	56	【事業】2	1行目、「中核となり、」は、「中核として」の表記の方が適切と考えます。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
35	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	56	【事業】2	1行目から3行目前半にかけては相談支援に係る事業が記載されていますが、3行目後半は鎌倉市障害者支援協議会についての記載となっており、3行目半ばにおいて「及び」で併記すると、1行目から2行目「～のため」に至る文が協議会にも係るように読めます。このため、3行目は、「支援員の育成を行うほか、鎌倉市障害者支援協議会の(略)」と修正するのが良いと考えます。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
36	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	56	【事業】5	「担当課等」のうち、基幹相談支援センターについては本市ではあくまでも事業の外部委託先に過ぎず、いわゆる「所管課」を明確にする意味で掲載する「担当課等」の項目に記載するのは適当でないと考えますので、削除願います。	【事業】欄には、市のみで行う事業のほか、関係機関が行い、市が支援している事業も記載しています。「担当課等」には、市が責任を持って働きかけ、取り組むものとして、事業の主管となる市の担当課等を記載いたします。

37	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	56	【事業】5	5行目「施策への提言等を行います」とありますが、現在の鎌倉市障害者支援協議会設置要綱第7条では「提案することができる」とされており、記載が一致していません。本来は現行の設置要綱に従って本計画素案の表記を修正するのが筋ですが、現設置要綱は各項において整合性に破綻が見られ要綱としての正当性に問題があると考えられますので、本項については、本計画素案の記載内容の修正ではなく、現設置要綱の改定を強く求めます。なお、「提言」の表記は、改定前の設置要綱第7条の記載に基づいているものであろうことを申し添えます。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容については「適宜施策への提言等を行います」に修正いたします。また、要綱改正については今後検討します。
38	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	56	【事業】6	本計画に記載の事業は、基本的に市が何らかの費用負担を伴って実施する事業のみが掲載され、よって、各事業実施責任を負う所管課は、計画に記載されていること等を以って予算を獲得し、事業の実施に至るものと認識しています。しかし、現在開催されている事業所連絡会には、市の支援がなく、事業所の負担による自主的な運営によって担われているものもあります。現在の記載内容を踏まえると、いずれの連絡会においても市による開催費用の負担や補助、あるいは会の主催ないし委託による実施等、市の費用負担や役務を伴う必要があると考えます。このことから、本事業について現状のように記載する場合は、各連絡会に対し、市の役務ないし費用の負担や補助の実施を願います。もし、連絡会によっては市が費用負担や開催に係る役務を負うことを計画していないのであれば、現在の記載内容は適切ではありませんので、適宜に修正願います。また、いずれの場合であっても「担当課等」に「各事業所」とあるのは適切ではありませんので、同項目から「各事業所」を削除願います。	本計画に記載している事業は、費用負担を伴わないものも記載しています。いただいたご意見を踏まえるとともに、第4章6(1)は相談支援体制の構築に関する内容であることから、事業欄の記載は市主催で実施している「相談支援事業所連絡会」に改め、担当課等は「障害福祉課」に修正します。
39	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	56	【事業】9	6行目から7行目にかけての文尾が、現在の記載では単に事業の説明で終わっています。このことから、事業を実施することの表記へ修正願います。なお、本市では5事業を一体的に実施する方針ではなく段階的な実施だったと認識していますので、記載内容については実際の方針に沿って適宜に記載願います。	いただいたご意見を踏まえて、担当課に確認の上、記載内容を修正いたします。
40	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	59	【事業】3	2行目「相談」と「介護」の後のそれぞれの読点との間に、半角のスペースがあるように見えます。半角スペースが挿入されている場合は削除願います。(配置の関係でそのように見えるだけの場合はご容赦ください)	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
41	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	59	【事業】8	1行目から2行目にかけて「自ら選んだ住まいに安心して自分らしい暮らしを実現するためにも」とありますが、文章として意味不明です。適宜に修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
42	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	59	【事業】10	1行目「入浴することが困難」とありますが、「福祉の手引き」等では「家族の介助による入浴が困難」とあります。「福祉の手引き」の記載に揃えるのが良いかと考えます。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
43	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	62	【事業】3	「担当課等」のうち、基幹相談支援センターについては本市ではあくまでも事業の外部委託先に過ぎず、いわゆる「所管課」を明確にする意味で掲載する「担当課等」の項目に記載するのは適当でないと考えますので、削除願います。	【事業】欄には、市のみで行う事業のほか、関係機関が行い、市が支援している事業も記載しています。「担当課等」には、市が責任を持って働きかけ、取り組むものとして、事業の主管となる市の担当課等を記載いたします。
44	第4期鎌倉市障害者基本計画 (素案)	第4章	62	【事業】4	「担当課等」のうち、「所管課」を明確にする意味で掲載する「担当課等」の項目に「各事業所」を記載するのは適当でないと考えますので、「各事業所」の文言を削除願います。	【事業】欄には、市のみで行う事業のほか、関係機関が行い、市が支援している事業も記載しています。「担当課等」には、市が責任を持って働きかけ、取り組むものとして、事業の主管となる市の担当課等を記載いたします。

45	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	64		現計画において、本事業と同種に位置付けられていた事業として「下肢等障害者自動車運転訓練費の助成」がありましたが、同事業は令和3年(2021年)4月1日廃止となっています。 本事業の廃止の経緯はどのようなものだったのでしょうか。現計画に記載されているものを計画期間の途中に廃止することについて、どのような経過や市民等への説明を経ていたのでしょうか。その手続きの過程は適切だったのでしょうか。経過に関する記録はどこかに公開されているのでしょうか。 なお、このような事業はもともと対象者が非常に少ないことが想定されていますが、本事業を必要とする当事者が現れた時に執行できるよう予算措置しておくべきものですから、数年度に渡って予算の執行が無いことは、事業を廃止する理由には当たらないものと考えます。 本事業の廃止に係る経過等について、所管課からの説明等を希望します。	いただいたご意見のとおり、下肢等障害者自動車運転訓練費助成事業は令和3年(2021年)4月1日に廃止したため、記載はありません。執行実績がない状態が続いたことや、他市でも本事業を廃止していることから、廃止した経緯があります。今後、本事業に関する要望等があった際は、再度検討いたします。
46	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	64	【事業】6	1行目「1級、2級」の算用数字が半角表記になっているかと思われますので、その場合は全角表記に修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
47	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	64	【事業】12	本事業の所管課は環境保全課かと思っておりますので、「担当課等」欄の修正をお願いします。なお、本事業は「福祉の手引き」に掲載されたことがないように思います。本意見公募の趣旨からは外れるかもしれませんが、「福祉の手引き」への掲載をお願いします。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。 なお、「福祉の手引き」にも掲載いたします。
48	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	68	【事業】13	「鎌倉市障害児通所支援事業所ブック」は、鎌倉市児童通所支援事業所連絡会が、いわゆる手弁当で作成し、販売している冊子と認識しています。そのような、市が作成主体でもなく協働事業でもなく、また、作成費用等を補助しているわけでもない冊子を事業活用対象主体に据えることには強い疑問を覚えます。事業として位置付けるのであれば、同連絡会に対し同冊子作製に係る費用補助等の支援を行うのが適切と考えます。そのような支援を行う予定が無いのであれば、事業として位置付けるのは適切ではなく、本事業は削除すべきと考えます。	個別事業から削除いたします。
49	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	70	【事業】9	2行目以降、「何を」設置するのか、目的語が不明です。設置する対象について記載願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
50	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	70	【事業】11	本事業名は「学級介助員の配置」ですが、「事業内容」には「支援を行います」とあります。介助員を配置した上で支援する事業と推察しますが、配置は完了および継続しているのでしょうか。支援が必要な生徒の在籍する学級への介助員の未配置校があるのであれば、配置についても記載が必要と考えます。また、いずれの場合でも「支援を行う」主語(誰が支援をするのか)の記載があることが望ましいと考えます。	学級介助員は、市立小中学校全校に配置済です。 いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
51	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	75	【事業】6	「事業内容」冒頭の職員課の事業に係る部分の記載がありません。事業内容を記載願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
52	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)	第4章	75	【事業】8	2行目および4行目において、文の途中で不自然に改行されていますので修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
53	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)		—		公立保育園と児童発達支援事業所に併行通園しています。今年度に入ってから、公立保育園から合理的配慮に欠ける対応が度々あり、悲しく、残念な気持ちでいっぱいです。(運動会には参加せず、応援だけして欲しい、できるだけ保育園には来ないで欲しいetc)市内の幼、保、小中学校において改めて合理的配慮や建設的対話の重要性について周知徹底して、二度とこのような事が起こらないように望みます。	いただいた事案につきましては、担当課において対応しています。 担当課で事実確認をさせていただき、保育園のご利用や行事への参加方法等につきまして、建設的対話を通じて、個別の状況に配慮した対応を共に考えていくことといたしました。 なお、合理的配慮の提供等につきましては、障害者差別解消法の周知を徹底いたします。

54	第4期鎌倉市障害者基本計画(素案)		—	就学後のPT、OT、STによる個別移動支援について、現在息子は児童発達支援事業所に通っており月に数回PT、ST、OTさんとの個別指導を受けていますが卒園後にそういった支援を続ける場所がありません。放デイには専門職がいなかったり、個別指導自体しているところがとても少ない現状です。小学生になっても個別指導を受けられるようにしてほしいと思います。発達支援室や児童発達支援事業所で就学後も支援を継続できたり、小学生用に個別指導の場を提供していただけたらと思います。	いただいたご意見につきまして、担当課及び障害児通所支援事業所と共有させていただきます。
55	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	目次	3	第3章2以下の、2、3、4および第4章各項について、第3章1までは太字処理されていますので、フォントの統一をお願いします。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
56	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	目次	3	第3章4の(1)、(2)について、第3章3までのカッコ書きの表記と異なっていますので、表記を統一願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
57	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)		9	1～2行目 3行目以下の文章と異なり、行間が狭いように見受けられます。行間設定が異なる場合は、設定の統一をお願いします。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
58	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第1章	11	項の表記について、他のページに倣うと、「3 計画期間」の次に設ける項目は、丸数字ではなくカッコ書きの数字になると思いますので、そのように修正願います。(3 計画期間 (1) 鎌倉市障害者基本計画)	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
59	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第2章	12	目標等の考え方 6行目「すすめていきます」は、「進めていきます」と漢字表記に修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
60	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第2章	14	目標等の考え方 「精神保健福祉部会を協議の場に位置付け」と記載があります。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」(以下、「にも包括」といいます)事業については、どのようにシステムを描き、目標を定め、その実現に向かって進んでいくか、市による方針の策定と主導がその根幹となります。同事業を同協議会に位置付ける場合、市によるイニシアチブが必須となりますので、市による積極的な協議会運営に期待します。	いただいたご意見を参考に業務に努めてまいります。
61	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第2章	15	協議内容 R4、R5について、にも包括を念頭に検討を行ったと認識していることから、3行目「設置」以降について、(設置)「し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの理念も念頭に」(地域の(以下、略))の表記の追加を希望します。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
62	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第2章	22	機能等 記載がありません。記載をお願いします。 ※以降の空欄項目での意見と重なりますが、空欄部分については、今回の意見公募で意見自体ができない状態となっています。この後、素案が取れ本計画になった時には各空欄部分にも適当な記載が入るものと思慮しますが、それは意見公募を経たものではありません。この点について、どう考えたらよいものか、あるいはどのように処置するか、意見公募結果公表の際などに見解を教示願います。	追記いたします。 本意見公募は鎌倉市意見公募手続条例に基づき実施しており、意見公募手続き上は問題ないと考えております。意見公募実施時点で未記載であった項目については、関係者等から寄せられた意見を踏まえて目標等を設定します。
63	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第2章	22	目標等の考え方 5行目以降、「児童発達支援センターに期待する機能・役割等」が記載される予定のまま未記載となっていますので、適当な考え方についての記載をお願いします。	追記いたします。
64	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第2章	23	ペアレント・トレーニングの実施 「1クール」とありますが、この単位は何になるか、1年度が1クールなのか、等、不明です。1クールの単位が分かるよう、表記の修正ないし追記をお願いします。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
65	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第2章	23	ペアレント・トレーニングの実施(実績) 「1クール」とありますが、この単位は何になるか、1年度が1クールなのか、等、不明です。1クールの単位が分かるよう、表記の修正ないし追記をお願いします。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
66	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画(素案)	第2章	24	目標等の考え方 10行目「すすめる」は、「進める」と漢字表記に修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。

67	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第2章	26	目標等の考え方	本市では、基幹相談支援センターの実施事業について、国の基本的な指針にはそぐわないとして実施してこなかった事業があります。その一つが「個別事例の支援内容の検証」ですが、これは、指定特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所の指定権者である市が、これまで各事業所に対する実地指導、集団指導、監査等を実施できていないことが理由の一つにあります。現時点でも未だ上記の指導、監査等が未実施の状況で、来年度以降、基幹相談支援センターが個別事例の支援内容の検証を行うのは不可能と言わざるを得ません。このことから、本市における目標から「エ 個別事例の支援内容の検証」を削除し、項目オをエに修正するよう、求めます。	基幹相談支援センターの業務は、地域の実情に応じて設定できるようになっており、本市においては、地域の相談支援の中核として、相談支援の質の向上のため、相談支援事業所の支援や相談専門支援員の育成やバックアップ等を行うこととし、個別支援は行わないこととしていることから、「目標等の考え方」から削除いたします。
68	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第2章	26	目標等	本市において来年度以降に基幹相談支援センターが個別事例の支援内容の検証を行うのは不可能な状況であることから、「個別支援内容の検証」行を削除願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
69	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第2章	27	個別支援内容の検証	第6期においては「個別支援内容の検証」はそもそも仕様にも含まれておらず、当然、事業として実施していないため実績として表記することが適切ではないことから、「個別支援内容の検証」行を削除願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
70	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第2章	28	専門部会の設置数	次ページの表記との統一性の観点から、専門部会名の表記について、「地域生活支援部会」、「精神保健福祉部会」、「こども応援部会」へ修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
71	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第2章	29	事例検討実施回数	「地域事例みえるか会議」へ修正願います。（「化」も平仮名表記です）	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
72	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第2章	30	目標等の考え方	本欄に表記する研修について、既に過去3過年度連続して市職員が受講している「相談支援従事者初任者研修」についても表記可能と考えました。支障ない場合、記載をお願いします。	本欄については、神奈川県から対象となる研修が示されており、「相談支援従事者初任者研修」は含まれていないことから未記載としています。
73	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第2章	31	目標等の考え方	9行目以降、「次の報酬改定は令和6年度」のため、「改定内容について早急に各事業所に向けて周知を行う体制を整えます」とありますが、令和6年度当初から新報酬での事業実施となるため、周知を行う体制の整備は令和5年度中に行っておく必要があることになると考えます。その場合、現在の表記は正しくないと考えられます。体制整備を令和6年度の次の報酬改定に向けて実施するのか、あるいは令和6年度の報酬改定に向けて体制整備するのか確認の上、適当な表記に修正願います。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
74	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第3章	33	～40 見込量の考え方・見込量確保のための方策	33ページから40ページにかけて本項目が空欄で、意見ができません。担当職員の負担は大変なものだったろうと思慮しますが、意見公募として示すに当たり、見込量について意見のしようが無いため、空欄であることおよびそれについて特段の説明等が無いことは、残念ながら疑問です。	本項目は、神奈川県及び県内他市町村（主に横須賀三浦圏域市町）と設定に関する認識のすり合わせを行った上で設定する項目となっており、そのすり合わせを行う会議の開催が令和5年(2023年)12月26日に開催され、パブリックコメント実施時点でお示しができませんでした。 なお、障害福祉サービス等の見込量は特段の事情がない限りは「1 障害福祉サービス等の見込量算出方法」で示しているとおりの見込量の算出方法によって算出された値となっております。
75	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第3章	37	自立生活援助	R6以降の見込み量が空欄です。適当な見込量の記載をお願いします。	記載漏れとなっております。 本市においては、本サービス創設以降利用実績がない状況であり、市内にサービス提供事業所もない状況で、実態調査等からも参入予定事業者がないことから、見込量は0と設定します。
76	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第3章	40	ペアレント・トレーニング	「1クール」とありますが、この単位は何になるか、1年度が1クールなのか、等、不明です。1クールの単位が分かるよう、表記の修正ないし追記をお願いします。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。

77	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第3章	42 基幹相談支援センター設置	「第2章6（1）」の“（1）」の表記について、本サービス計画では“（1）」と記載している方が多いようです。いずれにしても、表記の統一をお願いします。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
78	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第3章	42 基幹相談支援センター等機能強化事業	4行目、基幹相談支援センターが対応する総合相談支援、専門相談支援は支援困難事例に限らず、他分野他業種、あるいは他市事業者に対する情報提供なども含むため、「支援困難事例を含む多様な相談への対応を行います」といった表現への修正をお願いします。	いただいたご意見を踏まえて、記載内容を修正いたします。
79	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第3章	43 成年後見制度法人後見支援事業	「実施内容と今後の考え方」欄が空欄です。記載をお願いします。	事業内容等について確認の上、追記いたします。
80	第7期鎌倉市障害福祉サービス計画（素案）	第3章	46 ~48	「実施内容と今後の考え方」欄が空欄です。記載をお願いします。	事業内容等について確認の上、追記いたします。